

保護者様

枚方市教育委員会

新たな流行に備えた新型コロナウイルス感染症への予防について 令和4年2月3日版（お願い）

平素より、本市の新型コロナウイルス感染予防対策にご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現在、新型コロナウイルスへの感染が拡大しています。令和4年2月2日付けの厚生労働省の通知を受け、**令和4年2月3日9時現在**の新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の「感染者／陽性者」及び「濃厚接触者」の取扱いについて、枚方市保健所等でお知らせしている情報の一部を、下記のようにまとめました。**療養上の諸注意や個別の事情に係るご質問等については、各HPや保健所、かかりつけ医や同居者の検査を行った医療機関等にご確認ください。**

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についてのお知らせや情報提供を行うことがありますので、ご留意願います。

また、ご家庭におかれましては、引き続き、「身体的距離の確保」「マスク着用」「手洗い」「こまめな換気」など、新しい生活様式を実践いただき、基本的な感染症対策の徹底を改めてお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見、差別が生じないよう、冷静な対応をお願いします。

記

児童生徒本人が「感染者／陽性者」と診断を受けたもしくは、検査結果「陽性」となった場合の目安

※重症化リスクのない39歳以下の場合のみ。そのほかの方については、枚方市HPにてご確認ください。

毎朝、体温測定を含めた健康観察を行い、息苦しさや強い倦怠感などの症状がみられる場合は、早めに枚方市HP掲載連絡先まで、ご連絡ください。



※大阪府HPより図を転載 →



| | 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|----------|------|------|----------|
| 例 | 2/1 | 2/2 | 2/3 | 2/4 | 2/5 | 2/6 | 2/7 | 2/8 | 2/9 | 2/10 | 2/11 | 2/12 |
| 【有症状】 発症日 | | | | | 症状 軽快 | ... | | | | | | 療養 解除 |
| 【無症状】 検体採取日 | | | | | | | | | 療養 解除 | | | |

有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間は自宅待機してください。

※1 療養期間中に症状がある場合は自宅待機期間が変わりますので保健所へご連絡ください。

○ 「症状がある場合」の自宅待機期間

発症日（診断医等にご確認ください）を0日として10日間。11日目に登校可能。

ただし、この間に症状が軽快（解熱剤を使用せずに、または飲み終わって解熱・咳・鼻水・のどの痛み・息苦しさなどが改善傾向）後、72時間経過している場合。

○ 「無症状の場合」の自宅待機期間

検体採取日（診断日）を0日として7日間。8日目に登校可能。

児童生徒本人が「濃厚接触者（可能性のある場合も含む）」となった場合

濃厚接触者とは ・患者と同居、あるいは長時間（1時間以上）の接触（車内・航空機など）があった人

・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）をなして15分以上話をした人



○ 原則、同居者に「感染者／陽性者」がわかり、必要な感染予防対策を家庭内で開始した日を0日として、7日間。

毎朝、体温測定を含めた健康観察を行い、症状が無い場合のみ、8日目に登校可能。ただし、「感染者／陽性者」の療養期間が終了するまでは、登校時は、マスクの着用など、入念な感染症対策をお願いします。また、この間に、発熱、咳、息苦しさ、強い倦怠感などの症状が出た場合は、かかりつけ医や同居者の検査を行った医療機関等にご相談ください。

必要な感染予防対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲の、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資（タオル、食器、おもちゃなど）を共有せず生活空間を分ける、消毒等の対策です。

（裏面に続く）

◆ご家庭に引き続きご協力いただきたいこと（新型コロナワクチン接種が済んでいても同様）◆

1. 毎朝、体温測定を含めた健康観察を行い、**発熱などのかぜ症状による体調不良時は、自宅で休養をしてください**（かかりつけ医等お近くの医療機関に相談されることをおすすめします）。
 - ・ 毎朝、本人及び同居者みなさんで、体温測定を含めた健康観察を行い、記録をしてください。本人の健康観察の結果は、各校指定の方法で、登校時に学校まで報告してください。
 - ・ 学校で体調不良となった場合、緊急連絡先に連絡しますので、早退の準備をお願いします。

◆ 「出席停止」「欠席扱いとならない」場合 ◆

- ① 児童生徒本人・同居者が「感染者／陽性者」と診断を受けたもの
- ② **児童生徒本人**が濃厚接触者及びその可能性があるもの
- ③ 児童生徒本人・同居者が、体調不良によるPCR検査等受検待ち及び結果待ちである場合によるもの
- ④ 児童生徒本人が発熱・風邪・倦怠感等の症状有または同居者が発熱・風邪・倦怠感等の症状がある場合によるもの

※上記①～④の場合は、学校までご連絡ください。なお、学校と連絡が取れない平日夜間及び土日祝日につきましては、学校があいている時間に（平日：9時～17時）、改めて、ご連絡ください。

- ⑤ 主治医による指示（新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いためなど）によるもの
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染が不安（各校へご相談ください）によるもの

なお、“**児童生徒が医療機関等において新型コロナワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い**”については、以下のとおりです（ただし、新型コロナワクチン以外のワクチン接種は対象外です。）。

(1) 児童生徒が医療機関等で新型コロナワクチンの接種を受ける場合の取扱い

例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により、他者への感染の恐れはないが、療養する必要がある場合には、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。

2. 学校生活では「密接」場面が多く想定されるため、マスクの着用をお願いします。
 - ・ マスクの素材・色問いませんが、口や鼻を覆い飛沫を防ぐもので、清潔であること。なお、一般的なマスクは、不織布、布、ウレタンの順に効果があるとされています。
 - ・ マスク着用により、息苦しさを感じた時などは、マスクは外します。その際は、十分な身体的距離を確保し、マナーを守ってください。
3. こまめに手洗い・手指消毒を行ってください。
4. 適切な生活習慣を心がけてください。
 - ・ ウイルスに負けない心身の健康づくりを心がけてください（十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動、各種メディア（TV、SNS、ネットニュースなど）から離れる時間を作る など）。
5. 「3密の回避」を心がけ、会食時は、「会食する際の4ルール」「1テーブル4人以内」「2時間以内での飲食」「ゴールドステッカー認証店舗推奨」「マスク会食」を徹底してください。